

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

曾爾村は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

奈良県曾爾村長

## 公表日

平成27年5月25日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳関係事務
②事務の概要	<p>・住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下、「住基法」という）に基づき、作成されるものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。住民基本台帳の整備を行うとともに、住民異動届等に関する住民票を作成し、住民票の写しの交付等を行っている。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という）を都道府県と共同して構築し、住基ネットに本人確認情報を送信している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び住基法に基づき、以下の事務において、取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編制し、住民基本台帳を作成（住基法第6条） ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正（住基法第8条） ③住民からの申請等により、住民票の写しを交付（住基法第11条の2） ④転出者に転出証明書を交付（住基法第22条第2項） ⑤転出証明書情報通知を住基ネットから受領し、転出処理を行う（住基法第24条の2第5項） ⑥本人確認情報等を住基ネットに通知（住基法第30条の5） ⑦住民からの請求に基づく住民票コードの変更（住基法第30条の3） ⑧住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転（住基法第1条） ⑨情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供（番号法第22条） ⑩個人番号の通知及び個人番号カードの交付（番号法第7条及び第17条） ※行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	住民記録システム 住民基本台帳ネットワークシステム 市町村コミュニケーションサーバ（市町村CS） 団体内統合宛名

## 2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル 本人確認情報ファイル 送付先情報ファイル
---------------------------------------

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第7条（指定及び通知）</li><li>・第16条（本人確認の措置）</li><li>・第17条（個人番号カードの交付等）</li></ul> <p>2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）（平成25年5月31日法律第28号施行時点）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第5条（住民基本台帳の備付け）</li><li>・第6条（住民基本台帳の作成）</li><li>・第7条（住民票の記載事項）</li><li>・第8条（住民票の記載等）</li><li>・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付）</li><li>・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）</li><li>・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）</li><li>・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）</li><li>・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）</li><li>・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）</li><li>・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）</li></ul>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・番号法別表第二中、情報提供者が市町村長となる項のうち、住民票関係情報が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長	課長 宇山修二
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	曾爾村 情報公開・個人情報保護担当 633-1212 奈良県宇陀郡曾爾村大字今井495-1 問い合わせ先電話番号 0745-94-2101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	曾爾村 情報公開・個人情報保護担当 633-1212 奈良県宇陀郡曾爾村大字今井495-1 問い合わせ先電話番号 0745-94-2101

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる